

施策の方向Ⅳ

子どもの参加（条例第4章）

さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援します。

推進施策（17）子どもの参加の促進

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの参加を支援します。

重点施策 2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

35 計画期間の取組内容

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。また、市ホームページや GIGA 端末などインターネットを活用して子どもからの意見聴取に取り組みます。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

重点施策 2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

36

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。

各局

重点施策 2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

37

子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などを市ホームページ等を通じて提供します。

各局

38

NEW

子どもに関わる施策に当事者である子どもの意見を反映する取組を促進するため、子どもの意見表明・参加に関する取組事例を、庁内に周知します。

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第 29 条（子どもの参加の促進）

推進施策（18）子ども会議の開催と支援

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が、子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援します。

重点施策 2 子ども意見表明・参加を支援する取組

39 計画期間の取組内容

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。

[該当条文] 第30条（子ども会議）

おもな所管

教育委員会事務局

推進施策（19）地域における子どもの参加活動の拠点づくり

子どもが安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

40 計画期間の取組内容

子ども夢パークにおいて、子どもが中心に企画・運営することもゆめ横丁など子どもが自主的、自発的に参加する活動を支援します。

[該当条文] 第31条（参加活動の拠点づくり）

おもな所管

こども未来局

推進施策（20）自治的活動の奨励

育ち・学ぶ施設における子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

41 計画期間の取組内容

学校における生徒会活動等、子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見が学校運営に反映されるよう努めます。また、身近な課題に関心を持ち主体的に関わる意欲を高めるよう生徒会役員選挙などの活動を支援します。

[該当条文] 第32条（自治的活動の奨励）

おもな所管

教育委員会事務局
選挙管理委員会事務局

推進施策（21）より開かれた育ち・学ぶ施設

育ち・学ぶ施設が子どもとその親等、その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

42

計画期間の取組内容

学校運営協議会等、学校や保育園等において、子どもと親、地域住民等に対し、施設の運営について説明し、定期的話し合う場を提供し、地域の創意工夫を活かし、開かれた施設づくりを推進します。

[該当条文] 第33条（より開かれた育ち・学ぶ施設）

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

推進施策（22）子どもの意見の尊重

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

重点施策 2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

43

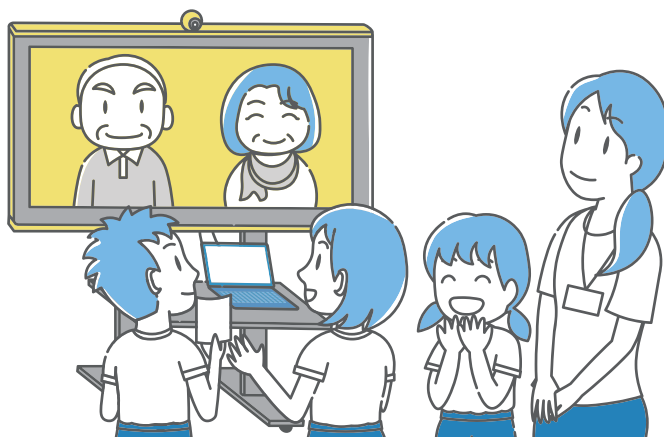
計画期間の取組内容

育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの各種イベント等運営会議など子どもが中心となる会議を開催し、職員や地域の大人はそれを補助するとともに、構成員として参加する会議体において定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。

[該当条文] 第34条（市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見）

おもな所管

こども未来局



施策の方向V

相談及び救済（条例第5章）

子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

推進施策（23）人権オンブズパーソンによる相談・救済

人権オンブズパーソンが、子どもの権利の侵害についての相談及び救済を行います。

44

計画期間の取組内容

人権オンブズパーソンが、子どもの権利に関する相談や救済の申立てを受け付けます。また、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、相談事例の紹介や人権の大切さの話をするなどにより、子どもが気軽に相談できるよう制度の周知と利用の促進を図ります。

[該当条文] 第35条（相談及び救済）

おもな所管

市民オンブズマン事務局

推進施策（24）関係機関と連携した相談・救済等

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

45

計画期間の取組内容

関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

46

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

子どもが安心して気軽に相談できるよう、SOSの出し方・受け止め方を伝える取組を行うほか、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用勧奨を行います。

[該当条文] 第35条（相談及び救済）

こども未来局
教育委員会事務局